

答 申 第 2 2 号
平成27年8月20日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年12月15日付け教総第970号-2による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成26年9月5日付け生学第408号による公文書不存決定については、次の各号に掲げる文書を本件不服申立てに係る公文書開示請求に対応する文書として、当該各号に掲げるとおり開示又は部分開示とすることが相当である。

- (1) 新図書館の運営費用の概算表 新図書館に人件費欄を多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第7号により非開示とし、その他の部分について開示とする。
- (2) 「第二次多賀城市立図書館基本計画」 開示とする。
- (3) 「多賀城市立図書館移転計画」 開示とする。
- (4) 「多賀城市駅北地区市街地再開発事業（A敷地）面積表及び図面」 開示とする。
- (5) 新図書館の勤務体制の検討表 開示とする。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年8月18日に条例に基づき、実施機関に対し、平成26年5月15日に開催された多賀城市教育委員会平成26年第4回臨時会（以下「第4回臨時会」という。）に提出された「報告第2号資料」内の「資料7」（以下「資料7」という。）の裏面右側の「人件費」欄内において、正職員、非常勤職員の各職員数を算出した根拠及び正職員、非常勤職員の各職員数の人件費を算出した根拠並びにこれらを算出するに当たり行った議論及び参考とした資料等を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、請求対象文書に該当する公文書は存在しないとして、平成26年9月5日付けで公文書不存決定（以下「公文書不存決定」という。）を行った。
- (3) 公文書不存決定に対し、不服申立人は、平成26年11月7日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成26年12月15日付け教総第970号-2により、本件不服申立てに係る公文書不存決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年12月22日、平成27年1月19日及び同年3月17日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書不存決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 資料7が使用された第4回臨時会では、資料7について、実施機関職員が多賀城市立図書館の移転計画に基づく運営スタイル、移転後の多賀城市立図書館（以下「新図書館」という。）のフロア面積、フロア数、開館時間、配置人数等を交えながら説明を行っている。
- (2) すなわち、新図書館の移転計画や移転先の建屋、フロア面積、フロア数、その他様々な情報を基に数値が算出され資料7が作成されており、それらの数値の具体的な算出方法、計算式、根拠が存在すると考えるのが自然である。
- (3) 資料7を作成するに当たって様々な情報を整理し、実施機関内外での会議等で議論・検討を重ねブラッシュアップされて資料7が作成されたと考えれば、不服申立人が請求する内容の公文書が存在しないとは通常では考えられない。
- (4) よって、資料7が作成される過程において使用された資料、議論、検討、算出根拠等、不服申立人が本件の公文書開示請求書に記載した内容の情報が記された資料の開示を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 資料7は、多賀城市立図書館移転事業に関わる各種会議において、JR仙石線多賀城駅前に建設予定の仮称再開発ビルA棟内に多賀城市立図書館が移転した場合の運営経費と移転前の運営経費とを比較検討するための資料として、多賀城市立図書館のこれまでの運営実績を基に、第二次多賀城市立図書館基本計画及び多賀城市立図書館移転計画に基づき、多賀城市立図書館移転事業の担当課である生涯学習課及び多賀城市立図書館を中心に教育委員会において作成したものである。
- (2) 作成に当たっては、過去の多賀城市立図書館本館運営経費の決算額等の運営実績を基に、移転した場合の開館時間、建物の構造等の差異によって生じる人件費、光熱水費等の所要額の伸びを見込んで各費目を算出したものであるが、諸条件のうち、開館時間、日数、フロア数は確定しているものの、フロア面積は現図書館の概ね2倍として、人員配置数についても開館時間やフロアの増加を基に多賀城市立図書館職員の意見も採り入れた上での概数として算出していることから、経費の積算もあくまで予定の概算額と位置付けている。
- (3) 全体経費の算出に必要な諸条件は、資料7の1ページに「平成20年度から平成24年度までの図書館決算」、「5ヶ年平均」及び「移転計画に基づく運営スタイル」として記載しており、それ以外に本資料の作成に当たって根拠とした資料で、条例第2条第2項に該当する公文書は存在しない。

5 当審査会の判断

- (1) 実施機関が資料7裏面右側の各職員の人数及び人件費を算出するに当たり、根拠や参考とした資料等が存在しないとは考えにくいことから、当審査会において、資料7において各職員の人数及び人件費を算出するに当たり根拠とし、又は参考とした資料について、改めて実施機関に対し、不服申立人に対し既に開示を行っているものも含め提出するよう求めたところ、「新図書館の運営費用の概算表」、「第二次多賀城市立図書館基本計画」、「多賀城市立図書館移転計画」、

「多賀城市駅北地区市街地再開発事業（A敷地）面積表及び図面」及び「新図書館の勤務体制の検討表」の提出があった。

- (2) これらの資料のうち、「第二次多賀城市立図書館基本計画」及び「多賀城市立図書館移転計画」については、上記4(1)に記載のとおり、実施機関が資料7を作成するに当たり、基本としたものであることが認められ、また、「多賀城市駅北地区市街地再開発事業（A敷地）面積表及び図面」については、上記4(2)における現図書館と新図書館のフロア面積比を求めることに用いたものと認められる。特に、「図書館移転計画」においては、新図書館の運営に当たり、「職員は製職員が8人から16人、非常勤職員についても16人から44人に増加が見込まれます。」との記載があり、これは資料7において示されている職員数と同一であることから、資料7において職員数を算出するに当たり根拠とし、又は参考とした資料であることが認められる。これら3つの資料については、以前に不服申立人からなされた開示請求に対応し全部開示を行っている公文書であることから、本件開示請求に対応する公文書として、その全部を開示することが相当である。
- (3) 概算表には、新図書館における正職員数及び非常勤職員数が記載されており、これは「図書館移転計画」及び資料7において示されている職員数と同一であることから、実施機関が資料7において職員数を算出するに当たり根拠とし、又は参考とした資料であることが認められる。
- (4) ただし、概算表については、新図書館に係る人件費に係る記述があり、当該部分を開示することは、移転後の新図書館運営に関する指定管理に係る価格交渉の相手方に市が見込む概算の人件費の上限を伝えることとなり、当該価格交渉における市の優位性を損なうことにつながるものであると認められるものであることから、条例第7条第7号に規定する「事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当するため、当該部分については非開示とすることが相当であると思料する。
- (5) 「新図書館の勤務体制の検討表」については、新図書館の職員数算出の試算に係る内部打合せで使用した資料として提出があったものである。実施機関における当該資料の保有状態を確認したところ、起案文書等に添付はされていないものの、図書館移転業務関連文書とともに保管していたものであったことから、当該資料は、条例第2条第2号に規定する公文書に該当するものと認められる。当該資料を開示することについて実施機関は何ら主張をしていないことから、当該資料は、その全部を開示することが相当である。
- (6) よって、上記1記載のとおり、答申する。

以上